

●香川県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年3月30日から同年4月20日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺池田線（5号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市財田町財田上字登尾7674番77地 先 (詳細な区間は、関係図面で示す。)	前	20.2~32.4	48	国道から県道への移管に伴う県道区域の見直し
	後	27.4~44.3	48	
三豊市財田町財田上字溪道7566番12地 先 (詳細な区間は、関係図面で示す。)	前	30.5~45.6	126	
	後	34.7~72.3	126	
三豊市財田町財田上字栗の尾7578番2 地先から 三豊市財田町財田上字栗の尾7578番8 地先まで	前	12.0~41.0	152	
	後	15.1~45.0	152	
三豊市財田町財田上字栗の尾7578番12 地先から 三豊市財田町財田上字栗の尾7578番24 地先まで	前	13.9~64.3	71	
	後	13.9~72.1	71	

- 4 供用開始の期日 令和3年4月1日